

概要版

第六次遠野市高齢者福祉計画
第6期遠野市介護保険事業計画

遠野ハートフルプラン 2015

平成27年度～平成29年度



平成27年3月
岩手県遠野市

1 計画の概要

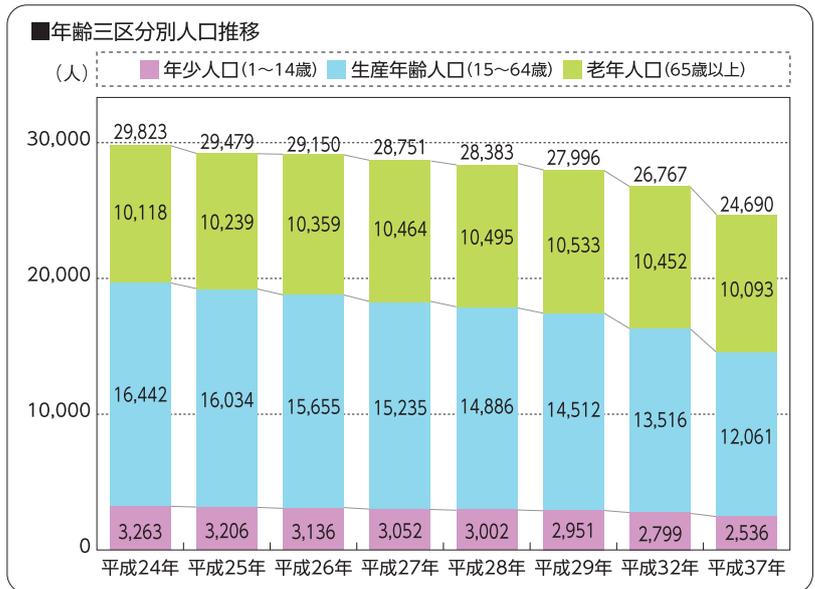
遠野ハートフルプランは老人福祉法に基づく「高齢者福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」が一体となった計画であり、すべての高齢者が、家族や友人などと共に、地域社会で健やかに暮らし、社会、福祉活動に自らが主体的に参加し、健やかに老いていけるまちづくりの推進を目指し、4つの理念に基づいて策定されます。

なお、この計画は、3年ごとに見直しを行い、平成27～29年度の3カ年を計画期間とする高齢者福祉全体を総合的に推進するための計画です。

2 高齢者を取り巻く現状

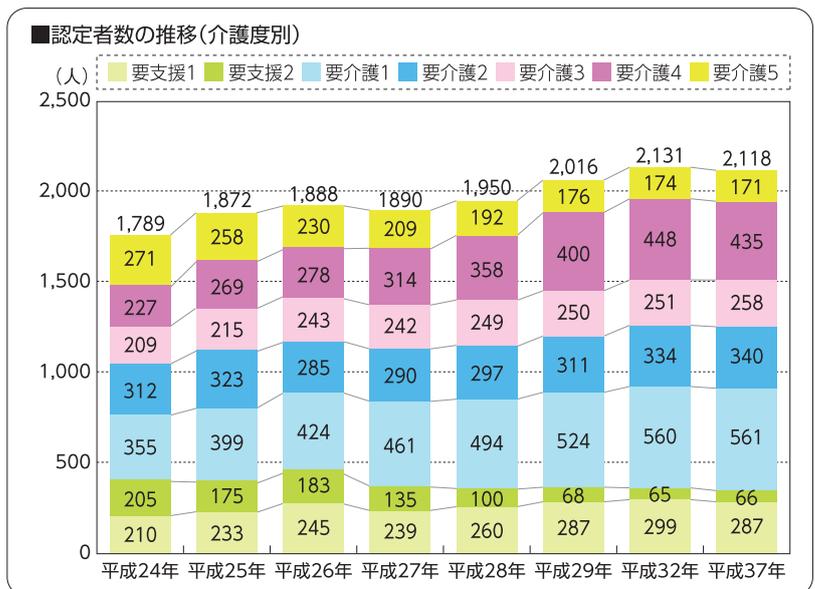
(1)人口の推移

遠野市の総人口は年々減少し続けており、平成26年9月30日現在の総人口は29,150人となっています。また、推計人口でも減少傾向は続き、平成37年には、24,690人となり、平成26年と比べ4,460人減少すると予測されます。



(2)要介護等認定者数の推移

要介護認定者数は増加傾向で推移するものの、平成32年から平成37年には減少に転じると予想されます。



3 基本理念

ハートフルプランの 4つの 計画理念

- (1) 共に生きるため、自立と参加をめざして
- (2) 共に生きるため、個人の尊厳と人間性の尊重をめざして
- (3) 共に生きるため、理解と共同の輪の広がりをめざして
- (4) 共に生きるため、新しい遠野福祉文化の創造をめざして

高齢化が進展する中で、高齢者のライフスタイルや生活意識、ニーズ等がさらに多様化していくことが予測されます。高齢期を迎えても、それぞれの方が豊富な経験や知識、特技等を地域社会に活かすことができる環境づくりとともに、互いに助けあい支えあう、参加と協働の地域づくりを推進していく必要があります。

すべての高齢者が、家族や友人などと一緒に慣れ親しんだ地域社会で健やかに暮らし、社会、福祉などの活動に自らが主体的に参加し、健やかに老いていく。生涯にわたっての自立生活を自助・互助・共助・公助の役割を果たしながら、「福祉で夢のあるまちづくり・健康で明るく暮らせる住みよいまちづくり」を推進するため、四つの基本理念を引き継ぎます。

4 介護保険制度改正の概要

(1) 費用負担の見直し

ア 一定以上の所得(*)がある方の介護サービスの利用者負担について、1割から2割に変更になります。(平成27年8月)

※一定以上の所得:合計所得160万円以上(単身で年金収入のみの場合、280万円以上。)

ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。)

イ 施設入所時にかかる「食費、居住費」の負担軽減について、保有する資産等の状況を勘案するとともに、別世帯であっても配偶者の所得の状況を勘案します。(平成27年8月)

(2) 給付の見直し

ア 特別養護老人ホームへの入所が、原則要介護3以上に限定されます。(平成27年4月)

イ 要支援1～2の軽度者への訪問介護(ホームヘルプ)と通所介護(デイサービス)について、多様な主体により提供される「日常生活支援総合事業」に移行します。(平成29年度からの完全実施に向け段階的に移行)

(3) 介護報酬の見直し

ア 介護サービスに対して支払われる介護報酬について、総合的な見直しの上で改定します。(平成27年4月)

5 地域包括ケアシステムの構築

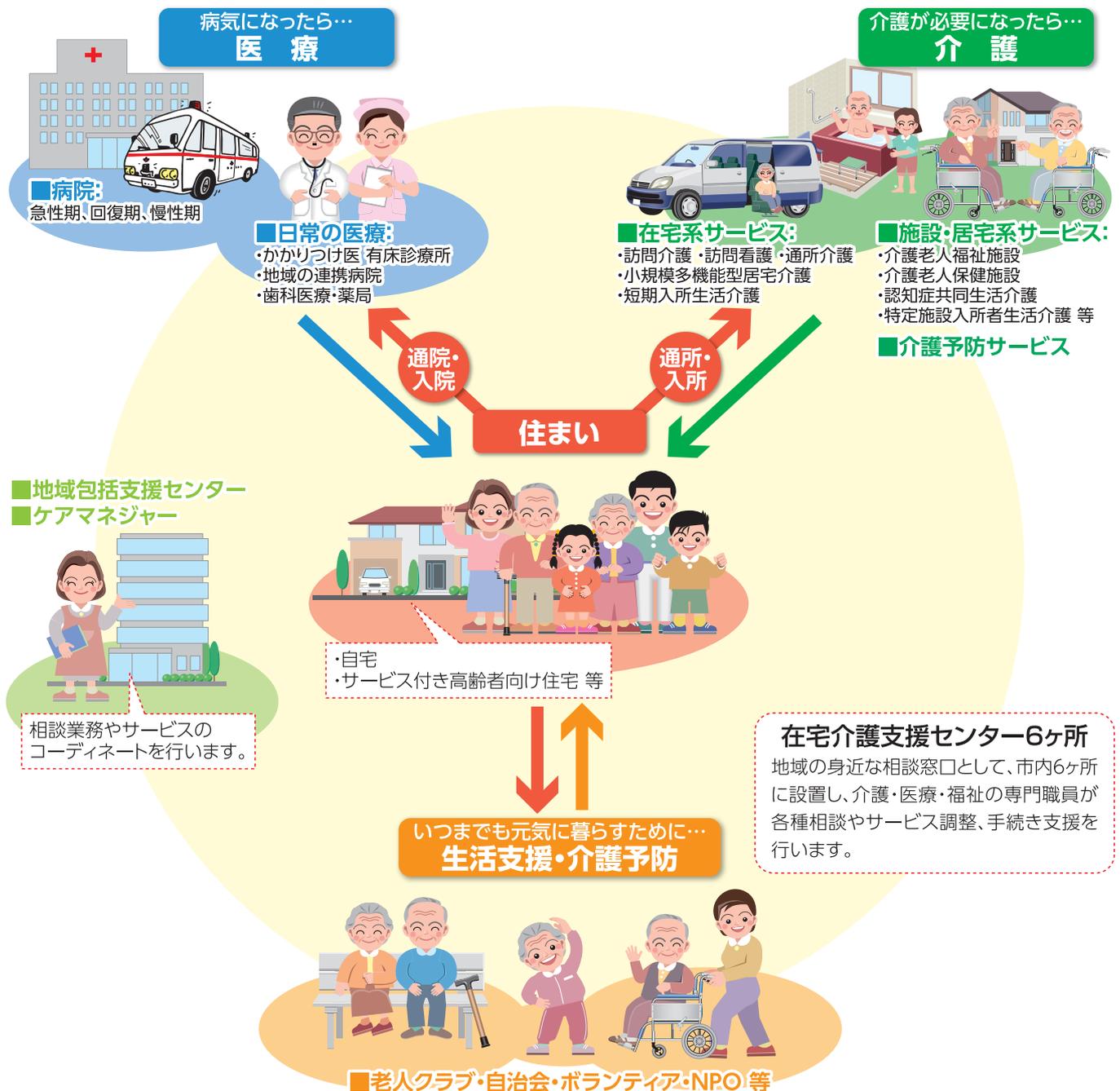
国は、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる平成37年(2025年)に向け、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」のサービスを切れ目なく一体的に提供し、支援が必要な高齢者に住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

本市では、高齢者だけではなく、障がい者や子育て家庭、生活困窮者など、だれもが、住み慣れた地域で互いが支えあい、自立し安心して暮らしていくことができる地域社会の形成を目指します。

計画の推進にあたっては、地域住民や多様な社会資源と協働して課題の把握、解決を図る仕組みを整備し、地域づくりをより一層促進するとともに、事業者等と連携して、支援が必要な方を身近な地域で支える、地域包括ケアシステムの基盤整備を推進していきます。

■地域包括ケアシステムの概要

地域包括ケアシステムの姿



6 基本計画

第6期計画では、高齢者がいつまでも健康で、役割や生きがいを持ち活躍できる環境づくりを推進するとともに、支援が必要な方を地域全体で支えていく地域包括ケアシステムの構築に着実に取り組み、基本理念の実現を図るため次の計画目標を掲げ総合的に施策を推進します。

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

今高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことができるよう、自分にあった健康像の実現に向けて、健康の保持増進や予防に取り組むことができる環境づくりを推進します。

また、健康づくりや介護予防、生涯学習、生きがいづくり等の活動や講座に気軽に参加し、地域とのつながりを保ちながら継続的に取り組んでいくことができるよう、市民と協働して予防に取り組む地域づくりを支援します。

さらに、日常生活における生活習慣病への市民意識を高めるとともに、特定健診や保健指導、多様な健康づくり施策等を実施し、関係団体と連携して、望ましい生活習慣への転換を支援します。

① 多様な健康づくりの推進

★生涯、健康ですごせるように以下の取り組みを行います。

- 健康寿命延伸のための健康づくりの推進
- 生涯スポーツの推進
- 精神保健対策の推進

② 介護予防の総合的な推進

★将来介護を必要とする状態にならないように以下の取り組みを行います。

- 介護予防・日常生活支援総合事業の実施と予防給付の見直しへの対応
- 二次予防事業対象者把握事業
- 二次予防事業対象者の介護予防事業
- 高齢者体力アップ事業
- 一次予防事業対象者のための介護予防事業
- 介護予防総合事業
- 転倒骨折予防教室
- 介護予防の普及と認知症予防の推進
- 市民の自主活動支援

※遠野市では高齢者の皆様に安心してサービスを利用して頂けるよう、新しい介護予防サービスの確保や関係機関との調整等に十分に時間をかけて準備に取り組むため、新しい総合事業を平成29年4月1日より実施します。

③ 生きがいづくりの推進

★いつまでもいきいきと自分らしく過ごしていけるように以下の取り組みを行います。

- 老人クラブへの支援
- シルバー人材センターによる高齢者の就業機会の拡大を支援
- ふれあい・いきいきサロンへの支援

2 介護・福祉サービスの充実

① 相談支援体制の強化

★さまざまな相談に対して、的確に応えられるように以下の取り組みを行います。

- 総合相談機能の充実
- 地域福祉コミュニティの推進と地域包括支援ネットワークの構築
- 地域包括支援センターの相談支援体制の充実
- 高齢者の虐待防止と権利擁護
- 介護予防ケアマネジメント
- 包括的・継続的ケアマネジメント

③ 認知症施策の総合的な推進

★認知症になっても住み慣れた地域で暮らせるように以下の取り組みを行います。

- 相談・支援体制の充実
- 認知症高齢者を介護している家族の交流事業
- 認知症サポーターの養成と地域のネットワークづくり
- 認知症ケアパスの普及促進
- 地域の見守り体制の構築(認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業)
- 認知症高齢者の尊厳を守るための権利擁護事業
- 認知症サポート医等、専門的ケアの提供

② 在宅生活の支援

★できるだけ在宅で生活することができ、家族の負担を軽減できるように以下の取り組みを行います。

- 高齢者の実態把握
- 在宅サービス・生活支援の実施
- 「食」の自立支援(配食サービス)事業
- 介護用品支給事業
- 生活管理指導員派遣事業
- 在宅要援護高齢者等訪問診療事業
- 在宅要援護高齢者等訪問歯科診療事業
- 生きがい活動支援通所事業
- 外出支援サービス事業
- 軽度生活援助事業
- 生活管理指導短期宿泊事業
- 高齢者慶祝事業
- 家族介護教室
- 家族介護者交流事業

④ 在宅生活を支える基盤の整備

★介護保険の基盤強化のために以下の取り組みを行います。

- 地域密着型サービスの基盤整備
- デイサービスの基盤整備

3 在宅医療と介護の連携強化

医療関係者と介護関係者の顔の見える関係づくりを推進するため、医師、歯科医師、薬剤師、病院ソーシャルワーカー、介護支援専門員等の多職種が参加する在宅医療支援のための体制づくりに努めていきます。

また、在宅医療と介護サービスの担当者の連携を支援するコーディネーターを配置し、連携の取り組み支援とともに、介護支援専門員等からの相談を受け付ける、在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の設置を目指します。

かかりつけ医と看取りについての住民への意識啓発にも努めます。認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を行い、認知症があっても、できる限り住み慣れた家で過ごすことができるような支援体制づくりを行います。

4 地域における支え合い活動の推進

元気な高齢者をはじめとした地域住民がニーズにあった地域活動に参加し、市民やボランティア、事業者等が参加する支えあいの仕組みを次の世代へと継承していくことを進めていきます。

5 安心できる居住の場の確保

●公営住宅の供給

老朽化した市営住宅の改修等、高齢者や障がい者が安心して生活できる住宅の整備を進めます。

●住宅改修及び支援

住宅改修が必要な要援護高齢者等への相談に対応します。

●高齢者住宅支援

民間事業者等によるサービス付き高齢者向け住宅の整備を推進します。

6 福祉・介護サービスの質の向上、人材の確保及び育成

支援を必要とする方が、介護保険や保健福祉のサービスを安心して利用できるよう、事業者への適切な支援・助言を行い、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを支援するとともに、適切な事業者指導を行う等、制度の適正な運営を図ります。

また、介護分野の従事者の負担軽減、サービスの向上等につなげるため、介護現場を児童・生徒等に見学していただくなど、介護の未来を考え、将来必要な人材の確保につなげていくよう取り組んでいきます。

7 介護保険制度の円滑な運営

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために、介護保険サービスの質と量を確保して、介護給付の適正化、低所得者への支援及び事業者への適正な指導監督等を推進し、介護保険事業の円滑な運営を図ります。



7 介護サービス基盤の整備量

(1) 認知症高齢者のためのサービス充実

地域密着型事業所「小規模多機能型居宅介護」の整備に取り組みます。

(2) 在宅サービス充実のための基盤整備

在宅サービス充実のため「デイサービス」の整備に取り組みます。



8 介護保険料の改定

第6期計画では、第5期計画期間に実施した介護保険施設の整備や、制度改正による介護報酬の増額改定などの影響により、介護保険料が増額改定となります。

所得段階			改定後	
			月額	年額
第1段階	基準額×0.50	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、市民税世帯非課税で本人の年金収入と合計所得金額が80万円以下の方	2,497円	29,900円
第2段階	基準額×0.75	市民税世帯非課税で合計所得金額が120万円以下で第1段階に該当しない方	3,746円	44,900円
第3段階	基準額×0.75	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	3,746円	44,900円
第4段階	基準額×0.90	市民税本人非課税で本人の年金収入と合計所得金額が80万円以下の方	4,495円	53,900円
第5段階	基準額	市民税本人非課税の方で第4段階に該当しない方	4,995円	59,900円
第6段階	基準額×1.20	市民税本人課税で合計所得金額が120万円未満の方	5,994円	71,800円
第7段階	基準額×1.30	市民税本人課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	6,493円	77,800円
第8段階	基準額×1.50	市民税本人課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	7,492円	89,800円
第9段階	基準額×1.70	市民税本人課税で合計所得金額が290万円以上の方	8,491円	101,800円

介護保険料を滞納すると?!

特別な事情も無く、介護保険料の滞納が長期となった場合、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、介護サービス利用時の自己負担が、1割から3割になったりする措置がとられます。介護保険料は忘れずに納付して下さい。

遠野ハートフルプラン2015 概要版

発行

遠野市／平成27年3月

問い合わせ

遠野健康福祉の里 長寿課 Tel.62-5111(代表) Fax.62-1599